

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法

第3条第3項

都道府県知事は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。

- 一 林業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること。
- 二 林業経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。
- 三 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項第一号若しくは第二号又は第九条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について

第3の3 林業経営改善計画の認定

林業経営改善計画の認定基準は、法第3条第3項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては、特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化（1か月以内）に努めるものとする。

- (1) 林業経営改善計画に記載された2の(4)のイの(イ)から(オ)までの目標が、いずれをとっても都道府県の基本構想で定める「林業経営の類型ごとの指標」と同水準以上であることが望ましい。
- (2) 林業経営の改善に関する目標の達成が、林業経営の現状、経営規模、生産方式等の計画に掲げられた各事項間との整合性、林業労働力の調達の実現性等からみて確実であると見込まれること。
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画に即したものであること。
- (4) 伐採、造林等の林業生産活動及び林道、作業道等の生産基盤の整備が適正かつ合理的に計画されていること。
- (5) 所要資金の額及び調達方法が林業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであること。